

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第234号)

平成15年3月10日

横情審答申第234号

平成15年3月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
る諮問について（答申）

平成13年8月16日市市相第27号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「法律相談に係る相談カード（請求に係る部分で市民相談室所管分）」、
「法律相談謝金の支払いに係る支出命令書（平成10年5月分から11年1月分
まで）」、「当該支出命令書に係る口座振込依頼書で市民相談室及び市民局
交通安全対策課所管分」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「法律相談に係る相談カード（請求に係る部分で市民相談室所管分）」及び「法律相談謝金の支払いに係る支出命令書（平成10年5月分から11年1月分まで）」を非開示とした決定は妥当であるが、「当該支出命令書に係る口座振込依頼書で市民相談室及び市民局交通安全対策課所管分」を非開示とした決定は妥当ではなく、文書を特定した上で、開示等の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「法律相談に係る相談カード（請求に係る部分で市民相談室所管分）」（以下「文書1」という。）、「法律相談謝金の支払いに係る支出命令書（平成10年5月分から11年1月分まで）」（以下「文書2」という。）及び「当該支出命令書に係る口座振込依頼書で市民相談室及び市民局交通安全対策課所管分」（以下「文書3」という。）（以下文書1から文書3までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年6月19日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

文書1は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示とし、文書2及び文書3は、不存在であるため条例第10条第2項により非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1の内容は、相談者の住所・氏名、相談内容はもとより、相談に来たかどうかも含めて他人に知られたくない個人に関する情報である。また、当該情報は、当該個人の生活と記載事項等（本人記載分は、筆跡も含め）との相互の関連づけにより、特定個人の識別が可能となり、本号に該当する。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

文書1の秘密の保持とその信頼性の確保は、実施機関に課せられた責務である。

一部でも文書1を開示すると、市民が安心して市民相談室を利用できなくなるとともに、相談担当者も安心して対応することができなくなるなど、相談業務そのものの

信頼性を損なうこととなる。したがって、市民相談事業の適正な遂行に多大な支障をきたすこととなり、本号に該当する。

(3) 条例第10条2項の該当性について

ア 文書2の保存期間は、2年であり、保存年限は経過し、開示請求を受理した時点では廃棄済みのため、保有していない。

イ また、文書3は、文書2が廃棄済みのため特定できないため非開示とした。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てにかかわる処分を取り消し、再度納得のいく説明を求める。

(2) 非開示とした理由にそもそも合理性（真実味）も妥当性（誠意ある運用姿勢、内容）もない。

(3) 「個人情報」とか「守秘義務」とか、本来の理念とは乖離した運用実態（これらを隠れ蓑的に使っている。）に基づき、行政サイドだけにたった一方的かつ「濫用」の嫌いもあり、本開示制度の趣旨をねじ曲げた違法・不当な決定であって、到底承服できるものではない。

(4) 説明・理由を求めても答えてもらえないばかりか、仮に答えてもらったとしても、その行政回答の内容及び回答姿勢はいつも形式だけである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

横浜市市民相談室では、相隣関係や相続及び金銭等、生活上のトラブルに関して市民の便宜を図るため、弁護士による法律相談を実施している。

本件申立文書は、横浜市市民相談室で法律相談を実施した際の記録である相談カード、相談を担当した弁護士等へ謝金を支出する際に使用する支出命令書及び弁護士から提出された銀行口座振込依頼書である。

文書1は、横浜市市民相談室において法律相談を実施した際の平成10年5月から平成11年5月までの相談カードである。

文書1に記録されている、相談者氏名、住所（区・町名）及び相談内容は、相談者が記載し、担当弁護士名、要旨及び説明欄については弁護士が記載している。また、整理番号、受付日及び相談内容分類は市民相談室職員が記載している。

文書 2 は、法律相談等の専門相談実施に伴い、相談を担当した弁護士等へ謝金を支出する際に使用する支出命令書であり、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和33年3月横浜市規則第57号）第113条で定める第43号様式の3であり、平成10年5月分から平成11年1月分までのものである。

支出命令書には、会計年度、主管局課、執行課、会計、予算科目（款、項、目、節、節の説明）、名称、関連伺番号、関連契約番号、金額、支払形態、支払方法、支払期限、債権者名、執行内容、支払調書（金額、振込先金融機関、債権者住所、氏名、支払うべき事由、算出の基礎等）、領収書（年月日、住所、氏名、印）、決裁等の欄が記録されている。

文書 3 は、法律相談等を担当した弁護士に謝金を支払う際に、口座振替の方法による支出をするために、弁護士から提出された銀行口座振込依頼書であり、平成10年5月分から平成11年1月分までのものである。

文書 3 には、申請人住所、氏名、印影、振込先、種別、口座番号、口座名義人（氏名・ふりがな）、電話番号、所得税申告の住所地欄が記録されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本号に該当するとして、文書1を非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 文書1には、相談日、受付年月日、相談内容、相談者の氏名、区、町名までの住所、担当弁護士名、要旨、説明の各欄及び集計用に分類された種別項目欄が記録されている。

相談内容、要旨、説明の各欄には、相談にかかわる具体的な事実関係など弁護士が聞き取った情報、解決方法や必要な手続、適用法令・条文、関係機関など弁護士が説明、助言した内容等が記録されていることが認められる。

文書1は、相談者が何らかの生活上のトラブルに見舞われた場合に、弁護士に相談した内容が記録された相談者ごとに作成された文書であり、相談者の氏名、住所等個人が識別できる情報と弁護士が相談者から聞き取った情報や個別相談の内容に応じて説明、助言した内容が記録されている。

したがって、文書1は、特定の個人が法律相談をしたことをも含めて、他人に知られたくない個人に関する情報が記録されており、個人のプライバシー保護の観点から、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから当該文書全体が本号本文に該当する。

エ 前記ウにおいて開示しないことができるかと判断した個人に関する情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1について、本号に該当するとして非開示としているが、当該文書は、条例第7条第2項第2号本文に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(4) 文書2及び文書3の不存在について

ア 文書2について

実施機関は、文書2の保存期間は2年であり、保存年限が経過し開示請求を受理した時点では廃棄済みで保有しておらず、条例第10条第2項に該当するため、非開示としたとしている。

そこで、当審査会では、文書2の不存在について調査するため、平成14年11月15日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、文書2の保存年限は、横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年4月1日廃止）第35条第4項の規定に基づいた文書分類表（平成10年9月7日総文第88号総務局長通知）表第2中の収入役室審査課第4種33により、2年であり、平成12年度まで保存していたが、平成13年4月25日に廃棄している。

このことは、平成13年5月7日付け収入役室出納課長名で各局経理担当課長あての「支出命令書等の廃棄処分について」により通知されており、文書2が廃棄済みであるため、存在しないとした実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

イ 文書3について

実施機関は、文書3の保存期間は3年であるが、文書2が廃棄済みであることが

ら文書3が特定できず、このため条例第10条第2項に該当するため、非開示としたとしている。

そこで、当審査会としては、文書3の特定について調査するため、平成14年11月15日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、文書3は、文書2により弁護士に謝金を支払う場合に、弁護士の指定する預金口座に振込むために、弁護士からの依頼であることを証するために文書2に添付して収入役に提出し、支出が終了すると収入役から実施機関に戻され、保存されるものである。

市民相談室では、市民相談室で実施する法律相談と18区役所で実施する法律相談を担当する弁護士から年度当初に提出された、約320人分の銀行口座振込依頼書を保存しており、当該月の支出に使用した銀行口座振込依頼書は、支出が終了すると使用しなかった他の銀行口座振込依頼書と一緒にファイリングしている。

したがって、文書3は、文書2により支出する際の添付書類であり、文書2を廃棄したことにより、開示請求があった月に該当する文書3を特定することができないと主張している。

しかし、文書3は、弁護士が法律相談業務に従事した際の謝金として支払われる金銭の振込み依頼であるから、どの弁護士がいつ従事したかは、文書1によって特定することが可能であるし、また、本件異議申立ての対象にはなっていないが、実施機関が本件申立人に一部開示決定している口座振替払通知書によっても特定することが可能である。

したがって、実施機関は、文書1等により、文書3を特定した上で、開示等の決定をすべきである。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち、文書1を条例第7条第2項第2号本文に該当するとして非開示とした決定及び文書2を不存在とした決定は妥当であるが、文書3を不存在とした決定は、妥当ではなく、文書を特定した上で開示等の決定をすべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 8 月15日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成13年 9 月28日 (第 254 回審査会)	・ 諮問の報告
平成 14 年 8 月 23 日 (第 276 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 14 年 11 月 1 日 (第 1 回第一部会)	・ 審議
平成14年11月15日 (第 2 回第一部会)	・ 実施機関から事情聴取
平成14年12月13日 (第 3 回第一部会)	・ 異議申立人から意見聴取
平成15年1月17日 (第 5 回第一部会)	・ 審議
平成15年2月14日 (第 6 回第一部会)	・ 審議